# 希望の街・下関

### 下関市中心市街地新築住宅購入費助成事業のご案内

(住宅金融支援機構【フラット35】地域活性化型適用事業)

中心市街地の居住誘導区域に戸建てを新築する若年世帯に、

## 100万円 を助成します。

※ 詳しい条件は、以下をご確認ください。

#### 対象区域

以下の区域(下関市の中心市街地)内の居住誘導区域が対象です。

大和町1丁目、東大和町1丁目、竹崎町1~4丁目、今浦町、新地町、上条町、 長門町、笹山町、豊前田町1~3丁目、細江町1~3丁目、細江新町、長崎中央町、 丸山町5丁目、入江町、西入江町、岬之町、観音崎町、南部町、あるかぽーと、 唐戸町、田中町、赤間町、中之町、阿弥陀寺町

※下関市立地適正化計画が作成されるまでの間は、中心市街地のすべての区域が対象となります。



#### 対象世帯

- ① 対象区域に新たに戸建て住宅を建築又は購入する世帯 ※市内事業者が建築又は販売するものに限る。
- ② 夫婦のいずれかが40歳未満又は15歳未満の子と同居し、養育する世帯\* ※1人世帯を除く。
- ③ 世帯所得が600万円未満の世帯 ※直近の公的証明書に記載された額をいう。
- ④ 10年以上の住宅ローンを借り入れる世帯

その他、暴力団員又は暴力団員等関係者でないこと



補助金の交付を受けようとする方は、住宅の建築等に係る契約の締結前に 認定申請(上記要件を満たすことの認定)が必要です。

※市の認定を受ける前に行った契約の締結や住宅の建築等は、助成の対象になりませんのでご注意ください。

#### お知らせ

この助成事業は、下関市と住宅金融支援機構が連携して実施しています。

この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度をご利用いただけます。

【補助金交付】について 下関市建設部住宅政策課 電話:083-231-1941

【 フラット35 】について 住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話:0120-0860-35